

家庭状況等に変更があった場合は、速やかに保育課へ手続きが必要です。

放課後児童クラブに入所中の方は保育要件を満たす必要があります。保育要件については放課後児童クラブ利用案内をご確認ください。

次の場合に該当したときは、保育課への書類提出等の手続きが必要となりますのでご確認ください。提出書類はいずれも持参または郵送ください。保育所でも同様の書類の依頼のあった方、放課後児童クラブで兄弟姉妹のいる方は、本書を1通お取りいただきご提出いただければ、他のお子様の分はコピーをご提出いただいて差し支えありません。

(1) 産休・育休明けで復職される方

「復職証明書」を復職後1か月以内に提出してください。

※入所月の末日までに、申込時に提出した就労証明書に記載の就労時間のとおり復職することが入所の条件になります。

(2) 転職される方及び退職し、求職活動をされる方

前職の「退職証明書等退職日が確認できるもの」及び新しい勤務先の「就労（内定）証明書」を速やかに提出してください。その後、3か月分の就労実績が記入された「就労（内定）証明書」を就労開始から4か月目の末日までに再度ご提出ください。

保護者及び同居者等が求職期間中は、放課後児童クラブの利用はできません。

- ・次の就職先が決まっていない場合は、退職月の末日が退所日となります。
- ・再就職先が決まっている場合は、退職月の翌月中に仕事を開始していただく必要があります。それ以外は、退所となります。

(3) 保育要件が「就労の方」

就労実績が1か月あたり12日を下回る場合、または80時間を下回る場合は「就労」要件として認められません。

【「就労」要件として認められない例】

- ・就労する意思はあるが、店長等がシフトを入れてくれなかったため、就労実績が基準を下回った。
- ・弟妹が幼稚園等に在園している等の理由により夏休み等長期休暇中の就労実績が基準を下回った。

※ご家族の体調不良など、突発的な事情により就労実績が基準を下回ることのないよう、余裕を持った就労の予定を立ててください。

(4) 保育要件が「就労」で退職される方

保育要件が無くなりますので、退職日の月末で退所していただくことになります。退職月の10日（日祝に当たる場合はその前日）までにクラブに放課後児童クラブ事業利用辞退届書をご提出下さい。（各クラブからこれより前の期日が指定されている場合はそちらを守ってください。）

(5) 就労内定で入所された方

3か月分の就労実績が記入された「就労（内定）証明書」を入所から4か月目の末日までにご提出ください。

(6) 勤務時間・場所等に変更が生じる方

勤務先の変更後の勤務時間・場所等の記載のある「就労（内定）証明書」を速やかに提出してください。

（７）出産予定のある方
母子健康手帳の表紙及び分娩予定日記載のページのコピー及び「 逗子市放課後児童クラブ入所要件変更届出書 」を提出してください。 <u>産後８週の属する月の月末に退所になりますので</u> 、退所月の１０日（日祝にあたる場合はその前日）までにクラブに「 逗子市放課後児童クラブ事業利用辞退届書 」をご提出ください。（各クラブからこれより前の期日が指定されている場合はそちらを守ってください。）
（８）入所児童の弟・妹に係る育児休業を取得予定の方
保護者及び同居者等が育児休業を取得する場合、育児休業期間中は家庭で保育可能なため、 <u>放課後児童クラブの利用はできません</u> 。 <u>産後８週の属する月の月末に退所になりますので</u> 、退所月の１０日（日祝にあたる場合はその前日）までにクラブに「 逗子市放課後児童クラブ事業利用辞退届書 」をご提出ください。（各クラブからこれより前の期日が指定されている場合はそちらを守ってください。）
（９）学区を越えて転居される方
お住まいの学区によって入所先の放課後児童クラブが変わりますので、保育課へご連絡ください。学区によっては、入所できない場合もあります。
（１０）修正申告により、市町村民税額に変更のあった方
保育料が変更となることがあります。保育課までご連絡ください。
（１１）生活保護及び児童扶養手当の受給を開始又は停止した方
保育料が変更となることがあります。保育課までご連絡ください。
（１２）婚姻又は離婚など家庭状況の変わられた方、氏名に変更のあった方
「 逗子市放課後児童クラブ入所要件変更届出書 」を提出してください。婚姻・離婚を伴う場合は 戸籍謄本 （変更日を確認するため）を添付してください。
（１３）世帯構成（同居者等）に変更があった方
「 逗子市放課後児童クラブ入所要件変更届出書 」を提出してください。同一の建物に居住している場合は「同居」とみなします（二世帯住宅や、住民票上の世帯が別でも「同居」とみなします）。同居者等が親族以外の場合であっても届出が必要です。（事実婚とみなされます。）また、別居の事実婚等も届出が必要です。
（１４）退所される方
令和４年４月入所から、ずしっ子太陽学童クラブ（逗子小学校区）で利用登録可能児童数を超過しています。放課後児童クラブ利用の必要がなくなりましたら、退所月の１０日（日祝に当たる場合はその前日）までにクラブに放課後児童クラブ事業利用辞退届書をご提出下さい。（各クラブからこれより前の期日が指定されている場合はそちらを守ってください。）
（１５）その他の変更があった方
保育課へご連絡ください。

【提出先・問合先】

〒249-8686

逗子市逗子 5-2-16

逗子市教育委員会教育部保育課保育係

電話 046-873-1111（内線 534）